



山形県公報

平成26年11月28日（金）
第2601号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…1265
- 同……………（同）…1266
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（下水道課）…同
- 建築基準法第86条第2項の規定による認定……………（村山総合支庁建築課）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等……………1267
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間……………同
- 第47回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる  
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管財課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…1268
- 一般競争入札の公告……………（中央病院）…1272

## 告 示

### 山形県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成26年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2893番から<br>同 西田仲2479番5まで | 旧    | 17.2メートル<br>} 6.5 | 486<br>メートル |
| 同 上                                       |      | 60.0メートル<br>} 8.5 | 495<br>メートル |
| 同 上                                       | 新    | 60.0メートル<br>} 8.5 | 同 上         |

**山形県告示第988号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成26年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 高島川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|------------------------------------------|------|---------------------|------------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字八日町東2464番から<br>同 町裏2092番1まで | 旧    | 7.8 メートル<br>} 6.0   | メートル<br>84 |
| 東置賜郡川西町大字中小松字町裏2092番3から<br>同 2069番1まで    |      | 20.0 メートル<br>} 17.2 | メートル<br>20 |
| 同 上                                      | 新    | 20.0 メートル<br>} 17.2 | 同 上        |

**山形県告示第989号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成26年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 最上川流域下水道（村山処理区）
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成26年11月18日 東北地方整備局告示第156号

**山形県告示第990号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、2以上の建築物の一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域は、次のとおりである。

なお、関係図書は、村山総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成26年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 認定番号 指令村総建第221号
- 2 認定区域 東根市温泉町二丁目4267番1の一部、4270番1、4271番3、4272番2、4281番及び4281番地先
- 3 認定年月日 平成26年10月21日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成26年11月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 登録の基準日  
平成26年12月1日。ただし、年齢については、同月14日
- 登録日  
平成26年12月1日
- 縦覧期間  
平成26年12月2日

#### 山形県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間を次のように定めた。

平成26年11月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

縦覧期間 平成26年12月2日

#### 山形県選挙管理委員会告示第48号

第47回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

平成26年11月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 候補者届出政党が山形県内で届けた候補者数 | テレビジョン放送                           | ラジオ放送       |
|----------------------|------------------------------------|-------------|
| 1人又は2人               | 株式会社さくらんぼテレビジョン 1回                 | 山形放送株式会社 1回 |
| 3人                   | 株式会社さくらんぼテレビジョン 1回<br>株式会社山形テレビ 1回 | 山形放送株式会社 1回 |

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年11月28日

山形県知事 吉村 美栄子

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                     | 入札に付する物件                                                   | 予定価格     |
|-------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------|----------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>4階41号会議室 | 平成26年12月24日（水）<br>午前11時 | 酒田市草津字湯ノ台8番3<br>山林（実測）5,887.84平方メートル<br>（公簿）5,887.00平方メートル | 771,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                   | 場 所                                         | 日 時                   |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------|
| 酒田市草津字湯ノ台8番3<br>山林（実測）5,887.84平方メートル<br>（公簿）5,887.00平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>4階41号会議室 | 平成26年12月2日（火）<br>午後2時 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                               |                                         |                                         |                                         | 摘要     |                                         |                                         |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下<br>の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51     | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用               | 12,300                           | 14,300                                  | 16,300                                  | 18,000                                  | 18,000 | 18,000                                  | 3月分の家賃に相当する額                            |
| 同 3号         | 同 17-25            | 同    | 44.4                          | 1    | 同                 | 12,100                           | 14,000                                  | 16,000                                  | 18,100                                  | 18,600 | 18,600                                  |                                         |
| 同 五十鈴アパ一ト2号  | 同 大野目二丁目2-50       | 同    | 51.2                          | 1    | 同                 | 14,700                           | 17,000                                  | 19,500                                  | 22,000                                  | 24,900 | 24,900                                  |                                         |
| 同 3号         | 同 2-46             | 同    | 51.2                          | 2    | 同                 | 14,700                           | 17,000                                  | 19,500                                  | 22,000                                  | 24,900 | 24,900                                  |                                         |
| 同 馬見ヶ崎アパ一ト1号 | 同 円応寺町21-27        | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同                 | 18,000                           | 20,700                                  | 23,700                                  | 26,800                                  | 30,600 | 33,800                                  |                                         |
| 同 桜町アパ一ト2号   | 同 桜町四丁目12-20       | 同    | 61.0                          | 1    | 同                 | 20,000                           | 23,100                                  | 26,400                                  | 29,800                                  | 34,000 | 39,300                                  |                                         |
| 同 宮町アパ一ト1号   | 同 宮町二丁目8-23        | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,300                           | 25,800                                  | 29,500                                  | 33,300                                  | 38,000 | 41,400                                  |                                         |
| 同 きたまちアパ一ト1号 | 同 桜町三丁目2-15        | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 25,500                           | 29,500                                  | 33,700                                  | 38,000                                  | 43,400 | 50,100                                  |                                         |
| 同 土屋倉アパ一ト2号  | 同 土屋倉アパ一ト2号        | 同    | 51.8                          | 1    | 同                 | 12,700                           | 14,600                                  | 16,800                                  | 18,900                                  | 21,600 | 24,900                                  |                                         |
| 同 長清水アパ一ト1号  | 同 長清水一丁目10-11      | 同    | 69.4                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害用) | 22,000                           | 25,400                                  | 29,100                                  | 32,800                                  | 37,500 | 43,300                                  |                                         |
| 同 日光アパ一ト4号   | 同 日光アパ一ト4号         | 2DK  | 55.5                          | 1    | 同                 | 19,600                           | 22,600                                  | 25,800                                  | 29,100                                  | 33,300 | 38,400                                  | 单身可                                     |
| 同 芦沢アパ一ト     | 同 芦沢アパ一ト           | 同    | 52.8                          | 1    | 一般用               | 11,200                           | 12,900                                  | 14,800                                  | 16,700                                  | 19,100 | 21,300                                  | 单身可                                     |
| 同 中原アパ一ト1号   | 同 中山町大字長崎881-2     | 3DK  | 69.4                          | 2    | 同                 | 22,300                           | 25,800                                  | 29,500                                  | 33,300                                  | 38,000 | 43,900                                  |                                         |
| 同 塩水アパ一ト3号   | 同 寒河江市大字寒河江字塩水46-1 | 同    | 70.7                          | 1    | 同                 | 23,900                           | 27,500                                  | 31,500                                  | 35,500                                  | 40,600 | 46,900                                  |                                         |

|         |       |                               |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|---------|-------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>ト  | 左沢アパー | 西村山郡大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3  | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 |     |
| 同<br>ト  | 楯岡アパー | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,200 |     |
| 同<br>一ト | 大石田アパ | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,600 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |
|         | 同     | 同                             | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,600 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年12月3日から同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成27年2月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年11月28日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                      | 入札に付する物件                                                                          | 予定価格        |
|--------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院<br>3階 会議室2 | 平成27年1月13日（火）<br>午後1時30分 | 山形市城西町一丁目129番2<br>土地 宅地 1,183.64平方メートル<br>建物 共同住宅1,024.53平方メートル<br>物置 64.80平方メートル | 19,670,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

## 3 契約条項を示す場所

山形県立中央病院総務課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                           | 場 所                                  | 日 時                        |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 山形市城西町一丁目129番2<br>土地 宅地 1,183.64平方メートル<br>建物 共同住宅 1,024.53平方メートル<br>物置 64.80平方メートル | 山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院<br>3階 会議室2 | 平成26年12月10日（水）<br>午前10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、山形県立中央病院総務課（電話023(685)2660）に問い合わせること。